

◎新潟県告示第1378号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年12月6日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除に係る所在場所  
新潟県胎内市村松浜字下原2730の298
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
鉱業用地とするため